

北秋田市告示第41号

北秋田市ゼロカーボンハウス推進補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年3月12日

北秋田市長 津 谷 永 光

北秋田市ゼロカーボンハウス推進補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、北秋田市の2030年ゼロカーボンシティ達成に向け、家庭から排出される二酸化炭素排出量を削減するため、家庭で再エネ・省エネ設備等が導入されるよう購入費用の一部を助成することを目的とする「北秋田市ゼロカーボンハウス推進補助金」（以下「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

2 補助金の交付については、北秋田市補助金等交付要綱（平成17年北秋田市告示第22号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(補助事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表第1の区分の欄に掲げる設備等（以下「補助対象設備等」という。）の設置を行う事業であって、同表に定める対象要件の全てを満たすものとする。

2 補助対象設備等は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 中古品、自作品又はリース品でなく、未使用品であること。
- (2) 設置工事を伴う補助対象設備等については、秋田県内に本店又は支店を有する店舗等から購入し、設置されるものであること。
- (3) 補助金の交付申請をした同一年度内に補助対象設備等を設置できること。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助金の交付申請時点において、市の住民基本台帳に登録されていること。
- (2) 自らが所有し居住する又は居住しようとする住宅に設置すること。
- (3) 市税等を滞納していないこと。

- (4) 販売又は賃貸の目的で補助対象設備等を設置する者でないこと。
- (5) 本人及び本人と同一世帯に属する者が、別表第1の区分において、過去にこの補助金や北秋田市住宅用木質ペレットストーブ等導入補助金の交付を受けていないこと。
- (6) 補助対象設備等であっても市が実施する住宅改修に係る補助金等の交付を受けていない又は交付を受ける予定がないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、補助が適当でないと市長が認める者でないこと。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助対象経費及び補助金の額は、別表第2のとおりとし、消費税及び地方消費税相当額は含まないものとする。ただし、補助対象者が自ら設置工事を行う場合は、本体購入費用及び設置に要する費用に限る。

- 2 補助金の交付は、別表第2の区分ごとに1世帯につき1回を限度とする。
- 3 算定された区分ごとの額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に別表第3に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請を予算の範囲内において先着順で受け付けるものとする。ただし、予算の範囲を超えるときは受付を停止し、超えることとなった日の受付については、抽選により受付の順番を決定するものとする。

(補助金の交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、補助金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の場合において補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該補助申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項に規定する審査により、補助金の交付が適当でないと認めるときは、補助金不交付決定通知書（様式第3号）により当該補助申請者に通知するものとする。

(補助事業の着手)

第7条 補助対象者は、前条第2項の規定による通知の日以後でなければ、補助対象設備等の購入や設置工事に係る契約の締結、設置工事の着工をすることができない。

(事業内容の変更等)

第8条 補助金交付決定通知を受けた者(以下「被交付決定者」という。)が、補助金の交付決定後に当該交付決定の内容を変更しようとするとき、又は購入を中止しようとするときは、補助金交付決定内容変更等承認申請書(様式第4号)により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その結果を補助金交付決定内容変更等承認通知書(様式第5号)により被交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 被交付決定者は、補助対象設備等の設置が完了したときは、速やかに実績報告書(様式第6号)に別表第4に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第10条 市長は、前条の規定により提出された完成届の内容を検査し、必要に応じて行う実地調査等により内容が適合していると認めたときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付額確定通知書(様式第7号)により、被交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 被交付決定者は、前条の規定による補助金の交付額確定の通知を受けたときは、市の指定する請求書(様式第8号)により、補助金を請求できるものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、被交付決定者に対して補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し等)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

2 前項の規定による補助金の交付決定の取消しは、補助金交付決定取消通知書(様式第9号)により、被交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に当該補助金が交付されているときは、期限を定めて被交付決定者に補

助金の返還を命ずることができるものとする。

(手続代行者)

第14条 補助申請者は、第5条及び第8条の規定による申請並びに第9条の規定による実績報告書の提出について、補助対象設備等を販売もしくは設置する者（以下「手続代行者」という。）に対してこれら手続の代行を依頼することができる。

2 手続代行者は、前項の規定により依頼された手続を、誠意をもって実施するものとし、手続の代行を通じて知り得た補助申請者に関する情報は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）の定めに従って取り扱うものとする。

(取得財産の管理及び処分)

第15条 被交付決定者は、補助金の交付を受けて取得した財産（以下「取得財産」という。）を、その法定耐用年数の期間において、善良な管理者の注意をもって管理し、その適正な運用を図らなければならない。

2 被交付決定者は、設置の日から起算して法定耐用年数を経過するまでは、市長の承認を受けずに取得財産を補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

3 被交付決定者は、前項の規定により承認を受けた場合において、財産の処分による収入があったときは、当該補助金を返還しなければならない。

(現地調査等)

第16条 市長は、補助金の交付に係る業務の適正かつ円滑な運営を図るため、必要に応じて、被交付決定者に補助対象設備等の利用状況の報告を求め、又は現地調査を行うことができる。

(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表第 1（第 2 条、第 3 条関係）

補助対象設備等

区分	対象要件
電気自動車用充電設備	電気自動車等を充電するための普通充電設備であって、補助金の交付申請時において（一社）次世代自動車振興センターが充電設備補助金の補助対象充電設備に指定しているメーカーの製品であること。
L E D 照明器具	蛍光灯や白熱灯等の L E D 以外の照明から L E D 照明への交換であって、管球だけの交換でないこと（卓上スタンド等の持ち運ぶことのできるものを除く。）。
電気式生ごみ処理機	電気を使用し、処理機内で生ごみを乾燥させ、減容又は消滅できること。
木質ペレットストーブ・薪ストーブ	二次燃焼機能又はこれと同等以上の機能を有すること。薪ストーブの煙突は建物の構造を貫通する部分及び屋外部分が二重煙突であること。消防法関連法規及び建築基準法関連法規に基づいて設置されるものであること。

別表第 2（第 4 条関係）

補助対象経費及び補助金額

区分	電気自動車用充電設備
補助対象経費	補助対象設備 1 基の購入費及び設置費。
補助金額	補助対象経費に 2 分の 1 を乗じて得た額とし、上限を 10 万円とする。

区分	L E D 照明器具
補助対象経費	補助対象設備類の購入費及び設置費。
補助金額	補助対象経費に 2 分の 1 を乗じて得た額とし、1 軒当たり上限を 5 万円とする。

区分	電気式生ごみ処理機
補助対象経費	補助対象設備 1 台の購入費。

補助金額	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、上限を2万円とする。
------	---------------------------------

区分	木質ペレットストーブ・薪ストーブ
補助対象経費	補助対象設備1台の購入費及び設置費。 ただし、補助対象経費の合計は10万円以上の設備を対象とする。
補助金額	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、上限を20万円とする。

別表第3（第5条関係）

交付申請書の添付書類

区分	添付書類
電気自動車用充電設備	(1)本体価格や設置費等の内訳が記載された見積書の写し (2)設置予定場所を確認できる写真（電気式生ごみ処理機を除く。）
LED照明器具	
電気式生ごみ処理機	
木質ペレットストーブ・薪ストーブ	

別表第4（第9条関係）

実績報告書の添付書類

区分	添付書類
電気自動車用充電設備	(1)本体購入や設置に係る支払を証明する書類の写し (2)設置前・設置後の写真（電気式生ごみ処理機は設置後の写真のみ。）
LED照明器具	
電気式生ごみ処理機	
木質ペレットストーブ・薪ストーブ	